

山口県報

平成20年
12月19日
(金曜日)

目次

訓令	一
山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課)	一
告示	一
保安林予定森林(森林整備課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	三
公告	三
一般競争入札の実施(情報企画課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	九
基本測量の実施(監理課)	九
公共測量の実施(監理課)	九
選管告示	九
直接請求に必要な有権者の数	〇
公安委告示	〇
技能検定員審査の実施	〇
教習指導員審査の実施	三
雑報	三
県報の正誤(平成十七年八月十二日山口県選挙管理委員会告示第百五号ほか一件)	六

山口県訓令第九号

庁中一般
各出先機関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程(昭和五十五年山口県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の5の表ぼうさいおおしまぶんしつ(5)の項を次のように改める。

ぼうさいおおしませんたー

大島郡周防大島町大字久賀5066番地の5

附則

この訓令は、平成二十年十二月十九日から施行する。



山口県告示第五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市大字内日上市正月ヶ谷二二九六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊浦町大字川棚字雪山六六から六八まで、字岡浴一〇一、豊北町大字北宇賀字八ヶ久保一九〇の二、字天ヶ久保二五二、二五三、字堂々二五七、字法生二五八の四

萩市大字須佐字後ヶ浴二五三四、二九〇八、字浴村二五三五から二五三七まで、字乙ヶ敷二八九四、字金山二九〇三、二九〇五、字荒神平二九一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第八百七十七号)、保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千三百五十六号)及び保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千三百六十五号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千六十九号)、保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千四百八十号)及び保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第百八十一号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、萩市農林水産部林政課、長門市経済振興部農林課、美祢市建設経済部農林課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 光日積線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市周東町田尻字風呂ケ迫一〇六九地先から同市周東町田尻字六道一〇一五の三地先まで	最狭 二一・八	最狭 一三・九	一五三・〇	一四四・三	道路改良工 完了による。

道路の種類 県道
路線名 通津周東線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市周東町祖生字佐藤田二二六四の七地先から同市周東町祖生字同字二三四九の一 地先まで	最狭 一三・四	最狭 七四・五	七六・〇	七三・五	道路改良工 完了による。

道路の種類 県道
路線名 周東田布施線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市周東町田尻字田尻八〇四地先から熊毛郡田布施町大字大波野字六道二一三〇の一 地先まで	最狭 二七・二	最狭 一五・四	二二五・〇	二二〇・六	道路改良工 完了による。

道路の種類 県道
路線名 奥万倉山陽線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市西厚保町本郷字植生峠一八一六地先から同市西厚保町本郷字植生峠八八三の五地先まで	最狭 三九・九	最狭 三一・六	三三八・六	三三二・七	道路改良工 完了による。

山口県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光日積線	岩国市周東町田尻字風呂ケ迫一〇六九地先から同市周東町田尻字六道一〇一五の三 地先まで	平成二十年十二月二十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 通津周東線	岩国市周東町祖生字佐藤田二二三四の七地先から 同市周東町祖生 同字二三四九の一の地先まで	平成二十年十二月 二十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 周東田布施線	岩国市周東町田尻字田尻八〇四地先から 熊毛郡田布施町大字大波野字六道二一三〇の一の地先まで	平成二十年十二月 二十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 奥万倉山陽線	美祢市西厚保町本郷字植生峠一八一六地先から 同市西厚保町本郷字植生峠八八三の五地先まで	平成二十年十二月 二十日



(四七二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量
- 電子県庁基幹システム再構築業務 一式
- (二) 業務の内容
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間

- 契約締結の日の翌日から平成二十六年九月三十日までの間
- (四) 履行場所
- 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成十七年四月一日から平成二十年十二月十九日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)(の委託を受けて、一に掲げる業務(以下「本業務」という。))と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。))でないこと。
- (八) 日本工業規格Q二七〇〇一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- (九) 日本工業規格Q一五〇〇一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十二年一月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年一月二十九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十二年一月二十九日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十二年一月九日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十二年一月十九日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 本業務と同等の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
- 4 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類
- 5 プライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六二)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring of the e-Prefectural government core system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2014
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., January 28, 2009 (In case of bringing a tender:)

2:00 P.M., January 29, 2009

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
 - (二) 電子県庁基幹システム再構築業務 一式
 - (三) 業務の内容
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 履行期間
 - (六) 契約締結の日の翌日から平成二十六年九月三十日までの間
 - (七) 履行場所
 - (八) 契約担当者が指定する場所
 - 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (三) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十年山口県告示第四十四号）に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (五) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (六) 平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (七) 平成十七年四月一日から平成二十年十二月十九日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）

- の委託を受けて、一に掲げる業務（以下「本業務」という。）と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）又は電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
- (八) 日本工業規格Q二七〇〇一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- (九) 日本工業規格Q一五〇〇一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
 - 山口県地域振興部情報企画課において交付する。
- 五 入札の方法
 - この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - 山口県地域振興部情報企画課
 - (三) 受領期限
 - 平成二十一年一月二十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十一年一月二十九日午後三時）
- 七 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室
 - (二) 日時
 - 平成二十一年一月二十九日午後三時
- 八 入札保証金

九 無効入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準
 落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価
 提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価
 提案書に記載された全体計画及び電子申請システムに係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び電子申請システムに係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 六百分

(2) 機能評価

全体計画 二百四十点

電子申請システム 三百六十点

4 適否判定

電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能

評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
 要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十一年一月九日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十一年一月十九日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 本業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

4 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類

5 プライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類
 契約保証金
 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六二)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature of the service to be purchased : Restructuring of the e-Prefectural government core system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2014
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., January 28, 2009 (In case of bringing a tender: 3:00 P.M., January 29, 2009)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	電子県庁基幹システムにおける電子申請システムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、導入、運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	1 計画の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。 2 適正かつ効率的な作業の日程が提案されていること。 3 設計を開始する時からシステムを安定的に移動させることができる時までの工程の考え方や日程が明確に記述されていること。
プロジェクト管理	適正なプロジェクト管理に対する考え方やその実施の手法について、管理項目及びその管理内容に留意して明確に提案されていること。
実現の方式	1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。 2 提案している方式の優れている点について明確に記述されていること。
サービスの品質保証	仕様書に定める個々のサービスに係る品質の定義及び管理について、責任体制を含めて具体的に提案されていること。
教育研修	仕様書に基づく教育研修について、実施の計画（人員の配置及び教育研修の内容を含む。）が具体的に提案されていること。
セキュリティ対策	システムへの不正アクセス及び悪意のある攻撃から電子県庁基幹システムにおける電子申請システムを保護するために講ずるセキュリティ対策について、システムの構築上での対策と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。
画	1 システムを導入する時からシステムを安定的に移動させることができる時点までの間に業務に従事するプロジェクトマネージャ、プロジェクトマネージャ、ITIL、ITIL、ITIL等の資格を有する者の所属部署、役職、資格、経歴、実績及び担当業務について記述されていること。 2 技術的統括者及び営業統括者の所属部署、役職、資格、経歴及び実績について記述されていること。

電子システムの概要	電子申請システムの拡張性及び柔軟性	運用及び保守の体制	システムの監視	問題の管理	申請者が利用する機能	管理者が利用する機能	審査者が利用する機能	災害対策	画面の作成	利用の環境	ユーザビリティ	アクセシビリティ	情報の提供
電子申請システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明確かつ簡潔に記述されていること。	電子申請システムの拡張性及び柔軟性について、次に掲げる事項に留意して創意工夫した点及び具体的な解決策が記述されていること。 (1) 国の制度改正への対応 (2) 利用者の拡大への対応 (3) 機能の強化への対応 (4) 機能を拡張する際に見込まれる概算の経費とその負担の区分	運用及び保守に関する基本方針、全体の運用及び保守の計画、責任体制、特色並びに実施内容について、具体的に記述されていること。	システムの監視に必要な記録について、保管することが可能な期間及び容量が具体的に記述されていること。	障害の復旧に必要な時間及びその手順について具体的に記述されていること。	申請者が利用する機能の要件について具体的に記述されていること。	管理者が利用する機能の要件について具体的に記述されていること。	審査者が利用する機能の要件について具体的に記述されていること。	災害対策に関する基本方針及び運用の概要について具体的に記述されていること。	申請に係る事項を入力する際に表示される画面を職員が特別の技術を必要とせず容易に作成することが可能であること 1 の作成の手順について画面の表示の例を用いて具体的に記述されていること。	対応するブラウザの種類及びバージョンについて具体的に記述されていること。	ユーザビリティを高めるために利用している技術について具体的に記述されていること。	音声話上ソフトウェアへの対応その他アクセシビリティを高めるための対応について具体的に記述されていること。	申請者に対する操作方法、お知らせ等の情報の提供の手法について具体的に記述されていること。

別表第 2

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装订	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。

実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(四七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年八月八日山口県公告(三三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンターライアル防府店
所在地 防府市大字浜方一九の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年八月八日山口県公告(三三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十二月十九日から平成二十一年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 トミーズタウン新下関
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四七五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
基本測量(基盤地図情報整備)
- 二 作業の地域
光市及び周南市
- 三 作業の期間
平成二十一年一月九日から同年三月二十七日まで

(四七六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
公共測量(出来形確認測量)
- 二 作業の地域
山陽小野田市大字山川及び大字厚狭
- 三 作業の期間
平成二十一年十一月十三日から平成二十一年三月十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、三九五
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六、九五四
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二六、九五四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二六、九五四
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二六、九五四

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求

二六、九五四

県の教育委員会の委員の解職の請求

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項

山口県公安委員会告示第六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年十二月十九日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - （一）日時 平成二十一年一月十九日（月曜日）及び同月二十日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十一年一月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - （一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - （二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千一百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千一百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三二―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年一月二十日(火曜日)及び同月二十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円

四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自）、技能検定員審査（普自）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年一月二十二日（木曜日）及び同月二十三日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年一月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年一月二十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十二百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千七百五十円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十九日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十一年一月二十六日(月曜日)及び同月二十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。
- 七 審査手数料
一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免
除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を
減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入
証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

- 備考
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二
に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十
円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更
に百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
一・二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十一年一月二十七日(火曜日)及び同月二十八日(水曜日)の午前
九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分か
ら午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。
- 七 審査手数料
一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除
される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ
た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙
には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円

三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自)、教習指導員審査(普自)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年一月二十九日(木曜日)及び同月三十日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
 教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通一種)
 二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年一月三十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十一年一月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減するものとする。

八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



正 誤
 平成十七年八月十二日山口県選挙管理委員会告示第五号(政治団体の異動事項)

ページ	段	箇所	誤	正
五	上	表中	一〇。信後援会	一〇元。信後援会

平成二十年七月八日山口県選挙管理委員会告示第四十六号(政治団体の異動事項)

ページ	段	箇所	誤	正
一九	下	表中	一〇元。信後援会	一〇元。信後援会

平成二十年十二月十九日印刷
 平成二十年十二月十九日発行
 発行所 山口県庁
 定価一箇月 金二千七百円(送料共)